

個人情報ファイル簿

ファイルの別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報ファイル <input type="checkbox"/> 条例個人情報ファイル	
ファイルの名称	拾得物件情報ファイル	
行政機関等の名称	青森県警察本部長	
ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	(1)警務部会計課、(2)生活安全部地域課、(3)交通部運転免許課、(4)交通部交通機動隊、(5)交通部高速道路交通警察隊、(6)青森警察署、(7)八戸警察署、(8)弘前警察署、(9)五所川原警察署、(10)黒石警察署、(11)十和田警察署、(12)三沢警察署、(13)むつ警察署、(14)野辺地警察署、(15)つがる警察署、(16)三戸警察署、(17)鮎ヶ沢警察署、(18)七戸警察署、(19)青森南警察署、(20)外ヶ浜警察署、(21)五戸警察署、(22)大間警察署	
ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1氏名、2生年月日・年齢、3住所、4電話番号	
記録範囲	拾得物件の拾得者（届出者・施設占有者を含む）、 払出先となるもの（遺失者を含む）	
記録情報の収集方法	拾得者（届出者・施設占有者を含む）からの提出、 遺失者への返還、払出手続き	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部（青森県警察を除く）	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）青森県警察本部警務部総務課	
	（所在地）〒030-0801 青森県青森市新町2-3-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	青森県警察本部警務部総務課 〒030-0801 青森県青森市新町2-3-1	

行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	—

個人情報ファイル簿

ファイルの別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報ファイル <input type="checkbox"/> 条例個人情報ファイル	
ファイルの名称	遺失届情報ファイル	
行政機関等の名称	青森県警察本部長	
ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	(1)警務部会計課、(2)生活安全部地域課、(3)交通部運転免許課、(4)交通部交通機動隊、(5)交通部高速道路交通警察隊、(6)青森警察署、(7)八戸警察署、(8)弘前警察署、(9)五所川原警察署、(10)黒石警察署、(11)十和田警察署、(12)三沢警察署、(13)むつ警察署、(14)野辺地警察署、(15)つがる警察署、(16)三戸警察署、(17)鮎ヶ沢警察署、(18)七戸警察署、(19)青森南警察署、(20)外ヶ浜警察署、(21)五戸警察署、(22)大間警察署	
ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1氏名、2生年月日・年齢、3住所、4電話番号	
記録範囲	遺失者（届出者）	
記録情報の収集方法	遺失者（届出者）からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部（青森県警察を除く）	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）青森県警察本部警務部総務課	
	（所在地）〒030-0801 青森県青森市新町2-3-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	青森県警察本部警務部総務課 〒030-0801 青森県青森市新町2-3-1	

行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	—

個人情報ファイル簿

ファイルの別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報ファイル <input type="checkbox"/> 条例個人情報ファイル	
ファイルの名称	一時預り情報ファイル	
行政機関等の名称	青森県警察本部長	
ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	(1)警務部会計課、(2)生活安全部地域課、(3)交通部運転免許課、(4)交通部交通機動隊、(5)交通部高速道路交通警察隊、(6)青森警察署、(7)八戸警察署、(8)弘前警察署、(9)五所川原警察署、(10)黒石警察署、(11)十和田警察署、(12)三沢警察署、(13)むつ警察署、(14)野辺地警察署、(15)つがる警察署、(16)三戸警察署、(17)鮭ヶ沢警察署、(18)七戸警察署、(19)青森南警察署、(20)外ヶ浜警察署、(21)五戸警察署、(22)大間警察署	
ファイルの利用目的	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第35条第3項に規定する所有者の判明しない犬又は猫の引取り、法第36条第1項に規定する負傷動物等の発見者の通報措置に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1氏名、2生年月日・年齢、3住所、4電話番号	
記録範囲	犬又は猫、負傷動物等の発見者（届出者）、 払出先となる者（遺失者を含む）	
記録情報の収集方法	発見者（届出者）からの提出、 遺失者への返還、払出手続き	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部（青森県警察を除く）	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）青森県警察本部警務部総務課	
	（所在地）〒030-0801青森県青森市新町2-3-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	青森県警察本部警務部総務課 〒030-0801 青森県青森市新町2-3-1
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	—

個人情報ファイル簿

ファイルの別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報ファイル <input type="checkbox"/> 条例個人情報ファイル
ファイルの名称	風俗営業等管理ファイル
行政機関等の名称	青森県警察本部長
ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活保安課
ファイルの利用目的	風俗営業又は特定遊興飲食店営業（以下「風俗営業等」という。）の許可その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号、以下「風営法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日・年齢、5住所、6国籍・本籍
記録範囲	風俗営業等の許可を受けた者（許可を取消された者の記録又は廃業届出を提出した者の記録については、取消し等された時点から10年間保存される。）、特例風俗営業者又は特例特定遊興飲食店営業の認定を受けた者（認定を取消し等された者の記録については、取消し等された時点から10年間保存される。）、性風俗関連特殊営業及び深夜酒類提供飲食店営業の開始届出を提出した者（廃業した者の記録については、廃業した時点から10年間保存される。）並びに行政処分を受けた者（当該処分を受けた時点から10年間保存される。）
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 青森県警察本部警務部総務課
	(所在地) 〒030-0801 青森県青森市新町2-3-1

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<p>風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に係る12、14から16まで、20、21、25、26及び30の訂正は、風営法第9条第3項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号、以下「規則」という。）第20条第2項及び第3項並びに第88条第2項及び第3項による。</p> <p>風営法第27条第1項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで、20、21及び25の訂正は、同条第2項及び規則第42条第2項による。</p> <p>風営法第31条の2第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31、32、46及び47の訂正は、同条第2項及び規則第53条による。</p> <p>風営法第31条の7第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31、33から35まで及び48の訂正は、同条第2項及び規則第59条による。</p> <p>風営法第31条の12第1項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで、20、21、25及び33の訂正は、同条第2項及び規則第64条による。</p> <p>風営法第31条の17第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31及び33の訂正は、同条第2項及び規則第70条による。</p> <p>風営法第33条第1項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで及び20の訂正は、同条第2項及び規則第104条による。</p>	
ファイルの種類別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	青森県警察本部警務部総務課 〒030-0801 青森県青森市新町2-3-1	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

ファイルの別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報ファイル <input type="checkbox"/> 条例個人情報ファイル	
ファイルの名称	警備業者役員等ファイル	
行政機関等の名称	青森県警察本部長	
ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活保安課	
ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法（昭和47年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日・年齢、5住所、6電話番号、7国籍・本籍、8職業・職歴、9学業・学歴、10障害	
記録範囲	警備業者の役員及び代表者	
記録情報の収集方法	申請者からの申請及びその他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 青森県警察本部警務部総務課	
	(所在地) 〒030-0801 青森県青森市新町2-3-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	3、4、5、10、21、22、24、25、32及び33の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第11条第1項及び警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第17条第2項による。 機械警備業者に係る1及び2の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第41条及び警備業法施行規則第56条第2項による。	
ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	青森県警察本部警務部総務課 〒030-0801 青森県青森市新町2-3-1	

行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	—

個人情報ファイル簿

ファイルの別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報ファイル <input type="checkbox"/> 条例個人情報ファイル	
ファイルの名称	警備業資格者等ファイル	
行政機関等の名称	青森県警察本部長	
ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活保安課	
ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法（昭和47年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日・年齢、5住所、6電話番号、7国籍・本籍、8職業・職歴、9学業・学歴、10障害	
記録範囲	警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の資格者証被交付者、警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の講習修了証明書被交付者及び警備員等の検定合格証被交付者	
記録情報の収集方法	申請者からの申請及びその他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 青森県警察本部警務部総務課	
	(所在地) 〒030-0801 青森県青森市新町2-3-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者に係る7及び10の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第22条第5項による。 機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者に係る7及び10の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第5項による。 検定合格証明書の交付を受けた者に係る7及び16の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備員等の検定に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第15条第1項による。	
ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	青森県警察本部警務部総務課 〒030-0801 青森県青森市新町2-3-1
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	—

個人情報ファイル簿

ファイルの別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報ファイル <input type="checkbox"/> 条例個人情報ファイル	
ファイルの名称	選任警備員指導教育責任者及び選任機械警備業務管理者ファイル	
行政機関等の名称	青森県警察本部長	
ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活保安課	
ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法（昭和47年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日・年齢、5住所、6電話番号、7国籍・本籍、8職業・職歴、9学業・学歴、10障害	
記録範囲	選任警備員指導教育責任者及び選任機械警備業務管理者	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 青森県警察本部警務部総務課	
	(所在地) 〒030-0801 青森県青森市新町2-3-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	警備業者に係る2、5、7、9、15及び16の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第11条第1項及び警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第17条第2項による。 機械警備業者に係る1、23、24、26、27、32及び33の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第41条及び警備業法施行規則第56条第2項による。	
ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	青森県警察本部警務部総務課 〒030-0801 青森県青森市新町2-3-1	

行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	—

個人情報ファイル簿

ファイルの別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報ファイル <input type="checkbox"/> 条例個人情報ファイル	
ファイルの名称	古物商等管理ファイル	
行政機関等の名称	青森県警察本部長	
ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活保安課	
ファイルの利用目的	古物営業の許可その他古物営業法（昭和24年法律第108号）及び質屋営業法（昭和25年法律第158号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1識別番号、2氏名、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6国籍・本籍、7社会的身分、8古物の区分等	
記録範囲	古物商、古物市場主及び質屋	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 青森県警察本部警務部総務課 (所在地) 〒030-0801 青森県青森市新町2-3-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	古物営業の各項目の内容に変更があった場合の訂正については、古物営業法第7条第1項及び第2項並びに古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第5条第3項及び第6項による。 質屋営業の各項目の内容に変更があった場合の訂正については、質屋営業法第4条第2項及び質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）第8条第1項による。	
ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	青森県警察本部警務部総務課 〒030-0801 青森県青森市新町2-3-1	

行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	—

個人情報ファイル簿

ファイルの別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報ファイル <input type="checkbox"/> 条例個人情報ファイル	
ファイルの名称	猟銃・空気銃等管理ファイル	
行政機関等の名称	青森県警察本部長	
ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活保安課	
ファイルの利用目的	猟銃及び空気銃等の許可その他銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号、以下「銃刀法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日・年齢、5住所、6電話番号、7国籍・本籍、8職業・職歴、9学業・学歴、10賞罰、11顔写真、12銃の種類・用途等	
記録範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・銃刀法第4条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第5号の2及び第5号の3の規定による銃砲の所持の許可を受けた者 ・第9条の4第1項第1号の規定により指定を受けた教習射撃場を管理する者（第9条の6第2項の規定により届出があった場合） ・第9条の9第1項第1号の規定により指定を受けた練習射撃場を管理する者（第9条の11第2項の規定により届出があった場合） ・譲渡を受けた銃砲店又はクロスボウ販売事業者（第8条第3項の規定による抹消の申請又は第9条第3項の規定による許可証の返納があった場合） 	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 青森県警察本部警務部総務課	
	(所在地) 〒030-0801 青森県青森市新町2-3-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	猟銃・空気銃所持許可証の記載事項変更（銃刀法第7条第2項）	
ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	青森県警察本部警務部総務課 〒030-0801 青森県青森市新町2-3-1
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	—

個人情報ファイル簿

ファイルの別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報ファイル <input type="checkbox"/> 条例個人情報ファイル
ファイルの名称	運転者管理ファイル
行政機関等の名称	青森県警察本部長
ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部運転免許課
ファイルの利用目的	運転免許証の交付及び更新、運転免許の取消し及び効力の停止等運転免許事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日・年齢、5住所、6電話番号、7国籍・本籍、8顔写真、9資格、10賞罰、11身体状況、12健康状態
記録範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・現に運転免許を受けている者 ・運転免許が失効している者で違反行為等をしたことのないものは5年7月間、違反行為等をしたものは最大15年6月間（ただし、平成18年8月20日以前の失効免許に係るものは、その者の年齢が70歳になるまでの間）、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。 ・被取消処分者はその者の年齢が100歳になるまでの間。 ・死亡により運転免許が失効した者で、違反行為等をしたことのないものは3年間、違反行為等をしたものは13年間。 ・免許の抹消登録がなされた者で、違反行為等をしたものは、抹消に係る免許の有効期間経過後3年間。 ・無免許運転をした者、国際運転免許証等を所持する者で違反行為等をしたものは13年間（ただし、その者の年齢が100歳になるまでの間に限る）、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。 ・運転経歴証明書の交付を受けた者及び平成24年3月31日以前に申請による取消しを受けた者はその者の年齢が120歳になるまでの間。
記録情報の収集方法	運転免許証の免許申請書、質問票、更新申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、運転経歴証明書の交付申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、交通切符・交通反則切符及び点数切符による報告、交通事故発生報告、初心運転者講習・取消処分者講習・違反者講習・若年運転者講習及び高齢者講習の受講、認知機能検査及び運転技能検査の受検
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	警察庁、自動車安全運転センター青森県事務所及び講習実施機関
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名 称) 青森県警察本部警務部総務課</p> <p>(所在地) 〒030-0801 青森県青森市新町2-3-1</p>

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	氏名、住所及び本籍の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第94条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第20条第1項又は同施行規則第30条の12第1項による。	
ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	青森県警察本部警務部総務課 〒030-0801 青森県青森市新町2-3-1	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

ファイルの別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報ファイル <input type="checkbox"/> 条例個人情報ファイル	
ファイルの名称	取消処分者講習管理ファイル	
行政機関等の名称	青森県警察本部長	
ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部運転免許課	
ファイルの利用目的	取消処分者講習受講者の管理、取消処分者講習受講状況等の管理のために利用する。	
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日・年齢、5住所、6電話番号、7国籍・本籍、8職業・職歴、9学業・学歴、10賞罰	
記録範囲	取消処分者講習の受講者及び受講希望者	
記録情報の収集方法	受講希望者からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	取消処分講習を実施している指定自動車教習所	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 青森県警察本部警務部総務課	
	(所在地) 〒030-0801 青森県青森市新町2-3-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	青森県警察本部警務部総務課 〒030-0801 青森県青森市新町2-3-1	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	—